

令和3年9月定例会 文教委員会の概要

日時 令和 3年 10月 8日（金） 開会 午前10時
閉会 午前11時26分

場所 第8委員会室

出席委員 美田宗亮委員長

山口京子副委員長

浅井明委員、新井豪委員、岡地優委員、中屋敦慎一委員、

岡村ゆり子委員、八子朋弘委員、辻浩司委員、塩野正行委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 高田直芳教育長、萩原由浩副教育長、

佐藤裕之教育総務部長、日吉亨県立学校部長、石井宏明市町村支援部長、

栗原正則教育総務部副部長兼総務課長、加藤健次教育政策課長、

関根章雄財務課長、案浦久仁子教職員課長、阿部正浩福利課長、

臼倉克典県立学校人事課長、鎌田勝之高校教育指導課長、

佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、中沢政人ICT教育推進課長、

小西康雄生徒指導課長、松中直司保健体育課長、

竹井彰彦県立学校部参事兼特別支援教育課長、阿部仁小中学校人事課長、

渡辺洋平義務教育指導課長、高津導教職員採用課長、

小谷野幸也生涯学習推進課長、衛藤一憲文化資源課長、

塩崎豊人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第113号	財産の取得について（産業教育設備（レーザー加工機））	原案可決
第114号	財産の取得について（産業教育設備（CNC旋盤））	原案可決
第115号	財産の取得について（産業教育設備（マシニングセンター））	原案可決
第116号	財産の取得について（産業教育設備（3Dプリンタ））	原案可決
第124号	学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

1 いじめ問題の対応について

2 さいたま地方裁判所の判決における教育現場の勤務環境の改善について

【付託議案に対する質疑】

辻委員

- 1 第113号議案から第116号議案までの「財産の取得」について伺う。こちらの調達方法だが、契約の相手方がメーカーではなく、代理店となっている。これは設置等を含めた契約であるので、こういう形になっていると聞いているが、代理店を通すと手数料等を取られるかと思うので、そうした設置等を含めての場合、こういう契約になるのか、価格の面を含めてその理由について伺う。
- 2 工業高校等で使用するこの設備について、工業高校は基本的な技術等を学ぶ教育段階にあると思っており、近年様々な設備等も自分の手で動かして使用するというより、コンピュータで入力をして操作するという形態のものが多いと考える。現場で使われているのはそういう設備だと思うが、高校の段階で使用する場合、技術を学ぶより入力するだけということが適切なのかと疑問に感じるため、見解を伺う。

高校教育指導課長

- 1 今回の整備は、スマート専門高校という国の事業を活用して行うものである。国の事業要綱が施設と一体型となった産業教育設備を行うというものであり、機材だけの購入ではなく、施設に固定するという工事も含めたものとして入札を行った結果、今回の業者に決定したものである。
- 2 現在、工業高校では、基礎的、基本的な知識や技術の習得を一番重要視している。しかし、今の産業界は、デジタルトランスフォーメーションが進んでいることから、実際に使われている機器を工業高校の生徒が体験するため、インターンシップなどで企業に行ったり、工場見学で企業に出向いたりすることで産業界の現状を学習している。今回設備を導入できれば、学校にいながら先端技術の現状も、併せて学ぶことができると考えている。

辻委員

設置も含め、施設と一体型という要件があるので、このような契約になっているとのことだが、設置には物理的な物をそこに据え置くこと、また、初期設定も含めて代理店でやってもらえるということもあると思う。例えば、ノートパソコンを購入して自分で設定するように、簡単なことであれば現場でもできると思うが、設置がこうした業者を通さないと難しいのか、どの程度知識等が必要になるのか伺う。

高校教育指導課長

今回導入するのは、かなり大きな設備である。工業高校では、現在も旧式のCNC旋盤やマシニングセンタを活用しているが、設置はメーカーが直接行ったのではなく、室内への固定など、不備がないようにするため、工事も含めて行った。

浅井委員

- 1 学校に設備ごとに設置するということが、どのような計画に基づいて設置するのか詳細について伺う。
- 2 これらの設備を導入することで、どのような教育的効果が期待できるか。
- 3 最先端の設備を導入しただけでは、工業高校の人氣がすぐに回復するとは思わないが、

どのように考えているのか。

- 4 これらの設備の導入により、地域の産業人材を育成していく必要があると考えるが、工業高校の生徒の県内企業への就職状況をどのように考えているか。
- 5 これらの設備は、学校の財産になるが、地元の企業や事業所に貸出し等を行うことで企業と工業高校の結び付きが強くなり、連携できれば就職採用にも結び付くのではないかと思う。そうした地元の企業や事業者が学校の購入する機械を使用することは可能なのか、難しいとすればどういう理由なのか。
- 6 給与条例では、0.15月分削減するということだが、どれくらいの金額を見込んでいるのか。

高校教育指導課長

- 1 今回の事業は、国の補助金を活用したものであり、マシニングセンタとCNC旋盤は更新である。かなり大型の設備であり、実習等に使用する機械科か電子機械科を有する高校が14校あり、これまでも県の予算で、これらの機械を一年に1台や2台更新していた。直近に更新が済んだ学校やマシニングセンタとCNC旋盤を複合したような異なる型式の装置を独自で発注したいという学校を除いているため、マシニングセンタとCNC旋盤の設置先は、先ほど説明した数になっている。また、レーザー加工機と3Dプリンタについては、こうした大型の設備を設置している学校はない。設置先は、機械科・電子機械科のある14校で、そのうち両方の学科が2クラスずつある大宮工業高校と狭山工業高校には、2台ずつの設置としている。
- 2 基礎基本の習得が一番大事であると考えているが、就職先では最先端の機械を使用しており、学校では触れたことがなかったという声もある。そのため、基礎基本を大事にしながらも、設備の導入により授業で最先端の技術を学ぶことが可能になるため、生徒は現在の技術で可能なことを理解することができ、デジタル産業を意識した資質能力の向上が見込めるのではないかと考えている。
- 3 新しい設備を導入したというPRは非常に大事だと考えている。また、設備の導入によりこれまでの実習とは比べ物にならないくらい良い加工品や精度の高い製品が作成できる。こうした学校での取組を、地元の企業や中学生などに知っていただくため、地元の企業や商工会と連携した様々なイベントの場を活用し、どんどんPRしていきたいと考えている。
- 4 県内の工業高校から令和3年3月に就職した生徒は1,471人、そのうち県内企業に就職した生徒は951人であり、約65%である。東日本電信電話株式会社や東武鉄道株式会社のような大手に就職した生徒は、実際に働く場所が県内にあっても、本社が東京にある場合は、東京への就職という形になる場合がある。
- 5 今回導入される設備は、毎日の授業の実習で生徒が使うことになる。また、放課後や夏季休暇中も部活動や課題研究があり、生徒が使う頻度が高く貸出し等は難しいと考えているが、地元企業にもこのような設備を使って、高校生が学んでいることを知ってもらいたいと思っている。なお、地元企業等からも講師として学校に来て教えてもらう場合もあり、そのような機会を通じて、この設備を企業の方にも知っていただきたい。さらに、地元のイベント等にも高校生がどんどん参加して、PRしていきたいと考えている。

教職員課長

- 6 学校職員の給与に関する条例の改定の影響額全体は、約23億円の減額である。

浅井委員

学校を卒業して社会の役に立つことは、教育の典型的な形かと思う。さらに、即戦力を育てるとも解釈できる。学校と地域との連携については、10月6日の横川議員の一般質問に対して教育長が答弁していたが、学校が地域の企業や会社等から本当に必要とされるのであれば、教育としてすばらしいことだと思っているので、こうした取組に対する思いや考えについて、もう少し伺う。

高校教育指導課長

先日、深谷商業高校の生徒が、フジパン株式会社、日本薬科大学、東都大学と連携して、新しいパンを開発したということで、教育長と知事を表敬訪問した。そのような活動は地域を盛り立てるだけでなく、生徒の育成に直接つながると考えている。工業高校をはじめとした専門高校は、実学として地元と学校とが一体となって生徒を育てていく。そこが教育の大きな意味でもあり、原点にもつながると思っており、これからも積極的に地域連携を進めていきたいと考えている。

岡村委員

- 1 代理店に発注して、設置もしていただくということだが、昨日川口市内でこの設備を使っている企業を伺い、見学させていただいたところ、電気料金が非常にかかり、メンテナンスもしていかなければならないとのことであった。設備の導入による電気料金やメンテナンス費用と設備が故障した場合に来てもらうメンテナンス業者との連携について伺う。
- 2 3Dプリンタの導入は新規ということで、先ほどの答弁では地域の方々と連携を図って外部の講師の方にも来ていただくということであったが、教える教員も技術を磨き指導力を高めていかないと、導入しただけで終わってしまうと思う。教員の指導については、外部や地域の方などを活用していけば、地域連携も図れると思うが、いかがか。

高校教育指導課長

- 1 工業高校は、現在も大きな設備を所有しており、電源は今あるものをそのまま使用していく。電気料金は、現在の電気料金等の学校予算の中で賄えると考えている。メンテナンスに関しては、万が一故障した場合、保証の中で対応できるもの、期限が切れて有償となるもの等があるが、毎年高校に対しては修繕要望のヒアリングを行っており、優先度の高いものから予算化することになっている。日頃のメンテナンスについては、メーカーから指導を受けて、教員が行い、学校では丁寧に使っていくとは思いますが、万が一の場合は、学校からの要請を受けて予算措置も考えていく。
- 2 設備の導入時は、設備の取扱いについて、業者から丁寧に説明や指導を受け、導入後は、工業高校が連携している大学から新しい技術を学んだり、地元企業から現場での技術を学んだりして、教員自らがスキルアップをしていくことが大切であり、十分支援もしていく。

岡村委員

メンテナンスや修繕は、県が各高校にヒアリングをして優先順位の高い方から行っていくのだが、こうした設備は少しのことでシステムが狂うこともあり、また、昨日発生したような大きな地震があった場合、すぐに対応しなければ授業で使う予定であった設備が使えず、設備が眠ったままになってしまうこともあると思う。優先順位での対応の仕方によって、使うことができないようなことにもなると思うが、もう一度、その点を含めて伺う。

高校教育指導課長

設備が止まってしまうと実習で使用できなくなってしまうため、絶対に避けなければならない。その場合は、メーカーに来てもらい直すことを最優先で行っていくことになる。一方、工業高校の教員は、生徒にメンテナンスも教える立場であるため、壊れないように手入れ方法を指導することも重要な教育となっており、教員も一番気を使いながら行っていると考えている。

柳下委員

- 1 第113号から第116号議案について、専門高校において、時勢に対応した学習環境を整備するため、実習で活用する産業教育設備を取得するということであり、CNC旋盤とマシニングセンタを更新し、レーザー加工機と3Dプリンタは新たに購入するということだが、3Dプリンタなどについては、もっと早くから導入しておくべきものではないかと思う。こうした設備を導入することで、行政効果、就職活動、就職先等で役立つなど、今後の見通しを含めて伺う。
- 2 こうした設備は金額も大きく、導入に当たっては国の負担額が補助金で3分の1、県の負担額が3分の2の補正予算債ということで、国からの交付税措置もあると思う。この点について、特に中小企業を応援していくため、国として予算を増やしていただきたいと思うが、どのような状況なのか。
- 3 第124号議案について、新型コロナの中で、学校現場では分散登校、オンライン授業、給食中の子供たちの私語への指導、手洗いの励行、マスクの着用、室内の換気や消毒など、教職員は大変な思いをしていると思う。このような状況でなくても、学校の教員は非常に忙しい状況で、精神的な負担も大きいと思うが、現場ではどうだったのか。

高校教育指導課長

- 1 小型の3Dプリンタは、工業高校では現在でも設置している高校が多いが、今回のように大きな予算になると、実際に加工できるものが増え、現在企業が使っているものに近い形になると思う。デジタル産業の一つの象徴ともいえる3Dプリンタを今後も活用し、学校だけでなく、企業や大学とも連携し、アイデアを形にすることができるので、工業高校の生徒の新しい発想等も育てていきたい。
- 2 3分の1が国庫補助、残りの3分の2が県負担となり、地方債を充当している。なお、県負担の3分の2のうち、50%が国から交付税措置されることになっており、実質的な県負担は3分の1である。

教職員課長

- 3 多くの学校教員から現状について伺ったところ、給食での指導やオンライン授業、分散登校、修学旅行や文化祭等の行事の検討、学校内の消毒、検温など、学校生活では新型コロナを意識して、気を遣いながら、日々大変な思いをしているものと認識している。教員にとって、給料は勤務条件の一つとして、大変大切なものであると思う。新型コロナ対応で大変に苦勞しているにもかかわらず、期末手当を下げることについては、モチベーションが下がるのではないかと厳しい意見も伺っている。

柳下委員

現場の教員が大変ということは、本当にそのとおりだと思う。令和3年度の超過勤務などはどのような状況なのか。

県立学校人事課長

直近のデータである令和3年6月では、超過勤務が1か月当たり45時間を超えた教員の割合は、高等学校で43.8%である。

委員長

この際、申し上げる。ただ今から、本委員会に1名の傍聴者が入室するので報告する。

小中学校人事課長

令和3年6月における超過勤務が、1か月当たり45時間を超えた教員の割合は、小学校62.4%、中学校70.6%である。

柳下委員

今の答弁にあったように、学校の教員が大変な状況にあつて、分散登校したときは、児童生徒の人数が少なくなって負担が軽減したという声もあり、早く少人数学級にしていただきたいと思っているが、会計年度任用学校職員についての報酬等の実態はどうなっているのか。

教職員課長

会計年度任用学校職員についても、一般職員同様に期末手当を0.15月分下げることになっている。

柳下委員

- 1 私の調査では、校長が再任用になった場合の定年退職時との給料割合は79.68%であり、教頭が再任用になった場合52.24%、普通の教諭の場合58.07%となり、再任用の方を含めて給与を期末手当からカットすると、大変低くなるが、この点については現場の教員たちの声をつかんでいるのか。
- 2 大学卒業後に入庁する新規採用職員の初任給について、月額と年収はどの程度になるのか。

教職員課長

- 1 校長が再任用になった場合の退職時との年収の割合は約80%であり、同様に校長が再任用で教諭になった場合48.5%である。現場からは、会計年度任用学校職員、再任用職員、一般職員から同じような声を受けており、学校現場に加えて、新型コロナが大変な中で、期末手当を下げるのは非常に厳しいという意見がある。
- 2 大学卒業後、そのまま入庁する場合、給料月額約214,000円、年収で約362万2千円である。

柳下委員

大変な状況である中、再任用職員は給料が下がり、校長でも約80%になってしまう。他の教員の場合でも、再任用職員では下がってしまう。初任給も決して高くなく、214,111円では生活がやっとなという状況の中で、学校の教員を希望する人を増やしていく点でも、期末手当であっても、給与をこのような時期に2年連続で下げるのは問題あると考えるがどうか。

教職員課長

先ほど申し上げたとおり、教職員にとって、給与は大切な勤務条件の一つであると考えているが、県職員の給与については、地方公務員法において、社会一般の情勢に適応しなければならず、そのために人事委員会は官民の給与水準を調査して、勧告を行うとされている。人事委員会が県内民間企業の給与等について調査を行った結果、9月9日に勧告が行われ、一般職員の期末手当については、0.15月分の引下げとなっている。厳しい中ではあるが、勧告に基づいて改定を行うことは、多くの職員の納得と県民の理解が得られるものとする。御理解いただきたい。

中屋敷委員

- 1 第113号議案から第116号議案について、更新と新設という今回の取組は、国の予算も活用した中で、よく踏み切ったと感じている。先ほどから、基本的には「基礎基本」という話があったが、これらの機器は、技能という部分で活用しており、色々な検定等がある中で、検定をどう受けているかなどの我々が納得できるような実績については、まだ「基礎基本」のため、その段階ではないということなのか。新しい設備に触れる機会があれば、興味をもって、レベルを上げていきたいというのが通常の見方であり、検定も国家検定だけではなくても、そういったものがあつた方が就職等に際して、有利になると考えるが、その辺りも含めて伺う。
- 2 先ほどの岡村委員との質疑を聞いていると、軽微な修理まで行うということで、相当熟練しないと修理はできないという疑問がある。その辺りを整理していただきたいと思うが、いかがか。

高校教育指導課長

- 1 工業高校に行くと、生徒が合格した検定試験の種類や人数、種別などが掲示されている。検定試験を突破するというのは、高校生の励みにもなるとともに、これだけ合格させ上達させることができたという教員の取組の一つの成果にもなると考える。新しい産業機械の検定について、承知していないが、今後内容も変わり、新しい取扱いの検定等も出てくると思う。そのような点にもアンテナを張って、工業高校が生徒に示す取組の目安として、また、スキルを上げる一つの目標として設置するよう工業高校に説明していきたい。
- 2 工業高校の教員が、毎日直し方を教えるというより、使用が終わった後の掃除方法や壊れない取扱い方法を教え、設備を大事にするための指導の一環だと伝えたつもりであったが、細かい修理まで教えると受け取られてしまうことになり、大変申し訳ない。

中屋敷委員

検定などの話は、個人的に重要だと思う。基礎基本の積み上げによって、いろいろなものにチャレンジしていくという状況、工業高校のような専門性の高い学校の中で、トライしていく環境を次々と作ってほしいと思う。新設以外は更新であり、過去もそうした実績があつたのではないかと考えるが、そういう情報が我々のところになかなか届かず、こうした予算審査の段階では、それも一つの成果としてとらえられると思う。こうした情報発信方法についても、工夫いただく必要があると思うがどうか。

高校教育指導課長

検定への対応を含めて、今回3Dプリンタなど新たな設備が、機械科、電子機械科の全

ての学科に設置されるということで、県として新しい設備を活用したコンテスト等も含めて、工業高校単独ではなく、チーム県立学校で、それぞれ切磋琢磨して、スキルを上げていける施策を今後とも考えていきたい。

中屋敷委員

私は、産業労働部所管の「ものづくり技能フェスタ」によく伺うが、そこでは高等技術専門校の生徒が必ず参加し、非常に積極的に取り組んでいる。そうしたところに工業高校も参加して、取組や努力についてアピールしていただくのもいいと思うが、考える余地はあるか。

高校教育指導課長

工業高校の応援をしていただき、大変ありがたい。高校では、主に技能五輪を実施しており、その場での活躍をモチベーションにしている。また、高等技術専門校等が参加する場というのは、高校よりも一つ上の技術を持つ方々の集団だと思うので、参加できるかどうかは今後検討していきたい。

【付託議案に対する討論】

柳下委員

第124号議案「学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」案について、反対の立場から討論を行う。条例提案の趣旨は、令和3年9月9日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告を踏まえ、学校職員の期末手当を改定等するものである。反対の主な理由は、新型コロナウイルス感染拡大による経済状況が悪化する中で、政府が行った自粛要請と不十分な補償によって引き下げられた民間労働者の賃金に合わせて公務労働者の期末手当を引き下げるものであり、厳しい人員体制の下で、先ほども執行部からの答弁の中でもあったが、新型コロナウイルスの中で、学校現場で大変気を遣い、苦勞しながら、度重なる行事・予定の変更、分散登校やオンライン授業の実施、修学旅行の延期・中止など混乱する中、懸命に子供たちの感染を防ぐために、消毒を行う、手洗いをこまめに行う、給食時におしゃべりをしない、マスクの着用など、子供たちのことに気を遣いながら奮闘している教職員の実態から、かけ離れたものである。期末手当の削減は、正に傷口に塩を塗る行為と言わざるを得ず、頑張っている教職員に対して、冷や水を浴びせるものである。

【所管事務に関する質問（いじめ問題の対応について）】

新井委員

- 1 昨年11月に、東京都の町田市で小学校6年生の女子児童がいじめを受けて自殺するという痛ましい報道があった。近年の傾向を象徴するようにネットを利用したいじめ、特に今回のケースでは、SNSではなくてチャット機能で悪口を書き込むという手口であった。SNSによるいじめと異なるのは、スマートフォンを使ったものでもなく、会員制でもなくて、学校から与えられたタブレット端末に付随している機能がいじめに利用されたというところにある。さらに、この町田市の件では、管理者用のパスワードまで共有されていて、悪口の投稿や削除した人物について、特定ができない、特定が困難なものになっていると聞いている。パスワード管理の徹底は当たり前だが、本県におい

てもネットいじめを防ぐ体制を強化していかなければならないと非常に強く思い、県の対応について伺う。

- 2 この町田市の事案のもう一つの大きな問題は、女子児童が亡くなる前に、学校はいじめの兆候を把握していた。さらに、この女子児童が亡くなった直後に、いじめで亡くなったという間違っただけのうわさが流れていると学校長が保護者会で話しており、原因の隠蔽が図られている。この学校は、ICT推進校であり、全国に先駆けてタブレット端末を一人一台配布して、さらに校長がその旗振り役として有名だったという報道もある。この自殺の背景に配布されたタブレット端末によるいじめがあると判明して、学校長が保身のためにこのような行動をとったということであれば、ネットによるいじめよりも、もっと深刻な問題だと考える。昨年12月定例会の本委員会でも議論されたが、本県でも秩父農工科学高校において、女子生徒がいじめを苦にして転学を余儀なくされたという事案があった。前回の委員会では、所管事務調査の質問に対して「調査が十分でなかった」「初期対応が遅れてしまった」という答弁があった。この初期対応について、本県ではどのような方針で対応して、昨年からどのように改善されているのか。
- 3 文部科学省により「令和元年度いじめの認知件数及びアンケート調査実施状況」が公表されているが、この中の「都道府県別いじめの認知件数」については、1,000人当たりの認知件数について、本県は31.4件という数字で、全国で少ない方から14番目となっている。この数字についてどのように分析しているのか、どのように更なる改善を図っていくのか。

生徒指導課長

- 1 いじめは、基本的にはどの学校にも、どのクラスにも起こりうるものであるという認識に立ち、県として、これまでも各学校や各市町村教育委員会に対して、その対応の徹底を求めてきた。その中でも情報通信端末を通じた、いわゆるネットいじめについては、県でも起こりうる事例と考えて、気を付けなければならぬと考えている。そこで、県では、県立学校を対象に、民間の専門業者が問題のある書き込みを監視するネットパトロールを行っている。また、ネット利用に関しては、子供たち自らがその利用をコントロールし、家庭でもネット利用について話し合える環境づくりが大事だと考えており、情報モラルの向上を目的として、学校で子供たち自身が情報端末のルール作りを考える取組を促している。さらに、家庭でも取組を進めていただくため、ネットトラブル注意報というチラシを各市町村教育委員会や学校に配布して、児童生徒への指導や家庭への啓発を促している。こうした取組を充実させて、ネットいじめを防ぐ取組の強化に取り組んでいきたい。
- 2 いじめが疑われる事案が発生した場合、まず、組織としていじめの訴えを受け止め、その上で組織として対応方針を検討し、例えば詳細な内容を把握するためのアンケート調査や聞き取りの実施による事実確認等の具体的な対応を行うよう指示している。改善については、今までも管理職や教職員を対象とした会議、研修の場を用いて、いじめに対する法の理解や組織的な対応の重要性を繰り返し周知しており、その結果、各学校において、法にのっとった対応と組織的対応への理解が進み、いじめを積極的に認知し、対応する教職員の意識が改善しつつあるものと捉えている。しかしながら、各学校のいじめの重大事態は、依然として発生していることから、今後も適切な初期対応の周知を

継続し、教職員一人一人がいじめを防止して、学校全体で早期対応、早期解決への取組を行うように支援を行っていきたいと考えている。

- 3 いじめを見逃さずに積極的に認知することは、その解消に向けた取組につながるもので、重要と考えている。本県のいじめ認知件数は、全国平均の数値が46.5件のため比較すると少ない状況にあるが、いじめの見落としや見逃しがあることも考えられると認識している。そのため、これまでも学校や市町村教育委員会に対して、いじめの定義やいじめを積極的に認知することについて、研修や会議等で繰り返し周知を行ってきた。全ての教職員が、改めていじめの定義を確認し、いじめを積極的に認知することで、適切な初期対応が行えるように引き続き指導していく。

新井委員

数年前、私の地元の中学校は非常に荒れていて、生徒指導が非常に困難な唯一の学校として、県にいろいろと対策を講じていただいた。その際、この中学校の町内会の会合で、「この中学校は県内で一番大変な状況にあり、地域の皆様に協力していただき学校の改善をみんなで図っていきましょう」と呼び掛けた。後日、あるお祭りのイベントで、この学校の校長を歴任した方と一緒に became した際、「よくもばらしてくれたな」ということを言われ、公衆の面前で大喧嘩をすることになった。また、秩父農工科学高校の件では、内部の関係者からの話で、実は早期から教職員がいじめと認識し、校長にも相談していたということである。しかし、公式には、いじめと認識できなかったと発表されており、ここでも隠蔽が図られたと考えている。そして、他の県内の現役やOBの教職員にお話を伺った際には、「埼玉県に限ったことではないかもしれないが、いじめに対応した管理職よりも、うまく隠蔽した管理職の方が評価を受ける世界である」という言葉を聞いて非常にショックを受けた。一つの意見かもしれないが、こういう意見を持った教職員もいる。さらに、再三指摘してきた、埼玉県の学校施設耐震化の虚偽報告問題も隠蔽の最たるものだと思う。先ほどの答弁の中で、認知の件数が少ないということに関しては、見落としや見逃しがあるとのことだが、見落としや見逃しのほかに、隠蔽がたくさんあると思う。もし、問題を解決したことよりも、問題を起さなかったことが高い評価を受けるような風潮では、いつまでもたっても隠蔽体質は変わらないと思う。そういった改善に向けての所見を伺う。

生徒指導課長

問題を解決したことよりも、問題を起さなかったことが高い評価を受けることは、いじめの対応において、あってはならないことだと考えている。学校は、いじめが発生した場合、いじめ防止対策推進法に基づき、早期に認知、そして適切に対応して、いじめの解消を図っていくということが求められている。管理職はいじめの認知件数の数字にとらわれるのではなく、いじめの認知を早期に行って、その解消に向けて、リーダーシップを発揮することが重要になる。いじめの適切な対応については、校長会、副校長・教頭会など、管理職を対象とした会議の場を利用して、引き続き周知徹底を図っていく。

新井委員

評価の話があったが、後になって初期対応が非常に遅れた、又はいじめを隠蔽していたことが発覚した場合、この管理職の評価に対して、厳しい処分とは言わないが、何らかの

対処等はあるのか。

教育長

学校というのは、子供たちが毎朝楽しく、「今日も何ができるかな」「どんなことができるかな」と、楽しみに学校に行ける状況にあってしかるべきだと思っている。また、何よりも安心して子供たちが通えて、楽しく勉強ができる場でなければならないと思っている。ただ、子供たちも集団で生活しており、いじめが自分の学校にも決してゼロということではなく、あるかもしれないということを校長が肝に銘じて、子供たち一人一人に目を配って、教育活動を進めることが何よりも大事だと考える。子供たちが朝起きて、今日も学校行くのが嫌だが、親にも言えない、教員にも言えない、それでも親には行けと言われる。そんな気持ちで毎日学校に通っていることは、あってはならないことだと思っている。まだまだ認知件数も少ないとの指摘をいただいたが、より高くアンテナを張って、いじめの根絶に向けて、引き続き学校として取り組んでいきたいと思っている。校長や学校の対応、あるいはいじめの対応等、その対応が適切であったのか確認し、不適切なところがあれば、教育委員会としてしっかり指導していく。

【所管事務に関する質問（さいたま地方裁判所の判決における教育現場の勤務環境の改善について）】

柳下委員

入間市立小学校教諭未払賃金請求事件の判決結果では、県が勝訴しているが、判決理由3件中の3件目において、裁判長は「給特法は、もはや教育現場の実情に適合しておらず、勤務実態に即した適正給与の支給のために、勤務時間の管理システムの整備や給特法を含めた給与体系の見直しなどを早急に進め、教育現場の勤務環境の改善が図られることを望む」としている。なかなかすばらしい判決理由だと思っているが、これに基づいて、県、教育局ではどうしていくつもりか、決意も含めて伺う。

教職員課長

10月1日に市立小学校教員の未払い賃金請求事件の判決があり、委員の話にあった言葉は、裁判長の最後のまとめとしてのものである。この判決だけではなく、例えば10月1日に萩生田光一前文部科学大臣が行った会見などにおいても、学校における働き方改革が急務であり、給特法等の法制的枠組みを含めて検討が必要であると思っているという話もあった。学校現場における働き方改革は、急務であるという認識であるが、まずは国における法律で定められている部分が多いことから、国における対応を注視していきたい。

柳下委員

国における対応ではなく、現場では持ち帰って仕事をするなど、過労死ラインを超えるような働き方をしている状況がある。実態について、これを契機にきちんと調査し、教育現場の勤務環境の改善が図られることを望むと裁判長の話にもあることから、なるべく80時間を超えるような働き方は、やめるようにしていこうという考えが必要ではないか。もちろん、それは教員を増やすことでもあり、それは国が悪いと思う。しかし、この件について、県としての見解を伺う。

県立学校人事課長

県としても、教職員の働き方改革は、大変重要な課題と受け止めており、令和元年9月に策定した「学校における働き方改革基本方針」を基に、業務量の削減、教職員の負担軽減に鋭意取り組んでいる。先ほども申し上げたが、超過勤務が月45時間を超えた教員の割合は、小学校62.4%、中学校70.6%、高校43.8%、特別支援学校24.7%である。一方、基本方針策定前の平成28年6月と比べると、状況は改善しており、小学校16.1ポイント減、中学校10.6ポイント減、高校19.5ポイント減、特別支援学校12.0ポイント減となっている。平成28年から令和3年の推移では、状況が改善しているとはいえ、依然として高い数値にあるため、引き続きしっかり進めていきたい。

小中学校人事課長

先ほど指摘のあった持ち帰り業務については、今年度、小中学校及び県立高等学校で教員の持ち帰り業務を含めた詳細な勤務実態調査を行っており、小中学校は6月に実施した。その結果については、研究者を交えた分析を行っており、学校行事の精選や工夫改善、会議の削減、地域・保護者による登下校の見守りなどの取組が、勤務時間の縮減に効果があることが分かってきている。このような分析結果を、今後は更に進めていき、実効性のある取組を市町村教育委員会及び小中学校の管理職に示して、取組を強化するよう働き掛けていく。